

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

(イ) 第 41 条
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 新築されたもの
 建築後使用されたことのないもの
特定認定長期優良住宅
 新築されたもの
 建築後使用されたことのないもの
認定低炭素住宅
 新築されたもの
 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)
 (A) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 (A) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

滝川市長 様

申請者 (建築主または取得者) 住所 _____ 印

氏名 _____

代理人 住所 _____ 印

氏名 _____

所在地	滝川市		
建築(取得)年月日	平成・令和 年 月 日		新築取得
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 競落	
居住状況	<input type="checkbox"/> 入居済	<input type="checkbox"/> 入居予定	
床面積		m ²	
構造			
区分建物の耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火又は準耐火	<input type="checkbox"/> 低層集合住宅	
工事費用の総額((ロ)(A)の場合に記入)	円	売買価格((ロ)(A)の場合に記入)	円

【添付書類】

(イ) 租税特別措置法施行令第 41 条

新築されたもの

- ・当該家屋の建築確認済証及び検査済証(※1)
・当該家屋の登記事項証明書又は登記済証
・住民票(未入居の場合、入居が登記の後になる理由等を明記した申立書)
・(特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅の場合は認定通知書)

建築後使用されたことのないもの

- ・上記のほか、下記の書類
・売渡証明書(競落の場合は代金納付期限通知書)または売買契約書

(ロ) 租税特別措置法施行令第 42 条第 1 項
(建築後使用されたことがあるもの)(※3)

- ・登記事項証明書
・売買契約書等(競落の場合は代金納付期限通知書)
・住民票(未入居の場合、入居が登記の後になる理由等を明記した申立書)
・建築後 20 年以上(非木造の場合は 25 年以上)経過している家屋の場合は新耐震基準を満たすことを証明する書類(※2)

(※1) 当該家屋が建築確認を要しないものであるときは、建築工事請負書、図面等関係図書、引渡し書などを添付してください。

(※2) 建築士、指定確認検査機関、指定住宅性能評価機関が発行する耐震基準適合証明書または当該住宅の品質確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書の写しが必要です。

(※3) 上記に記載のないものについては、「建設省住民発 32 号」の定めに従うものとする。

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

新築されたもの

建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

新築されたもの

建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

新築されたもの

建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

(A)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(A)以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 平成・令和 年 月 日 { (ハ) 新築 } }
{ (ニ) 取得 }

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	滝川市
申請者の氏名	
家屋の所在地	滝川市
家屋番号	番
取得の原因 (移転登記の場合)	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 競落

令和 年 月 日

滝川市長 前田 康吉